

兵庫県建設業育成魅力アップ協議会 次第

日時：平成26年4月25日（金）13:30～

場所：ひょうご女性交流館 5階501号室

1 開 会

(1) あいさつ

(2) 委員紹介

2 議 事

(1) 兵庫県建設業育成魅力アップ協議会の設置等について

(2) 建設産業の人材確保・育成に係る現状等について

(3) 建設産業戦略的広報推進協議会の活動について

(4) 関係機関におけるこれまでの取組みについて

(5) 今後の事業展開について

3 意見交換

4 閉 会

兵庫県建設業育成魅力アップ協議会設置要綱

(設置)

第1条 建設業に対する県民の正しい理解とイメージアップ、若年入職者の確保等を図り、建設業が担う社会基盤の整備の円滑な推進を図るため、「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設業のイメージアップの推進に関すること。
- (2) 建設業への若年者の入職促進に関すること。
- (3) 建設業の就業環境の改善の推進に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、兵庫県県土整備部県土企画局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、一般社団法人兵庫県建設業協会会长の職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は会長が招集し、議長を務める。

- 2 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理出席ができるものとする。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

区分	所属機関（団体）名	役職
行政関係	兵庫労働局職業安定部	職業安定課長
	兵庫県産業労働部政策労働局	能力開発課長
	〃	しごと支援課長
	兵庫県国土整備部国土企画局	局長
	〃	総務課長
	〃	技術企画課長
教育関係	兵庫県教育委員会	高校教育課長
	兵庫県工業高等学校長会	会長
業界関係	(一般財団法人)建設業振興基金	構造改善センター部長
	(一般社団法人)兵庫県建設業協会	会長
	(一般社団法人)兵庫県電業協会	会長
	(一般社団法人)兵庫県空調衛生工業協会	会長
	職業訓練法人近畿建設技能研修協会	三田建設技能研修センター所長

兵庫県

魅力アップ協議会初会合

魅力アップ協議会初会合

人材不足が深刻化して

いる建設業への若者の入

職を促進しよりどり

兵庫県労働局、県建設

業協会など建設関係団体

らが「県建設業育成能力

アップ協議会」を立ち上

げ25日、神戸市中央区

のひよの女性交流館で

初会合を開いた。官民が

情報を共有し、連携して

取り組むことで人材確保

で、会合では各団体の取

り組みなどを報告すると

ともに、実務者による担

当者会議を設け、具体的な事業展開などについて

協議していくことを決

めた。

協議会は、県の産業労

働部や国土整備部、教育

委員会のほか、兵庫労働

局、県工業高等専門学校、建

設振興基金、県建設業

協会、県建築協会、県空

港振興基金、県建設業

協会、県建築協会などで構

成。イメージアップや若

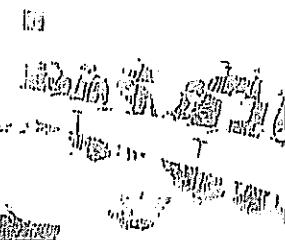
年の入職促進、就業環境

の改善を図るために対

策を検討する。

協議会会長を務める山

田選一(国土整備部県土企



て災害時の応急対応が適

切に行えるよう人材の確

保・育成を図っていく必

要がある。知恵を出し合

い、連携して効果的に取

り組んでいきたい」とあ

いさり。

初会合には12人の委い

が出席。最初に各団体に

おける人材確保・育成に

向けた現状などが報告さ

れ、県土整備部建設業審

議会は就業者の高齢化や賃金

水準の低さ、社会保険の

未加入など建設企業が抱

えている主な課題を説

明。教育委員会高校教育

課は13年度の就職内定状

況などを報告した。

統いて、建設業界が若

手入職者の育成や社会保

険未加入対策、労務監査

の引き上げなど県の取り組みを説明。建設関係団体は高校生を対象にしたインターネットやセミナーの開催など各種活

動を紹介した。

県農交換で学校関係者

は「土木や建築業は危機

もに、年間内に3回程度

が少ない。上経学校の方

が資格取得に有利なこと

が理由だろうが、なぜ進

学者が多いかを知らない

と語った。

会合を開き、若年技能者

の確保に向けて、短期と長

期的な対策について協議

を行った。

会長は「現実的に何が問題

を抱えるには5年や10年

はかかる。現状が改善点

を抱えてほしい。技能者

を行てるには5年や10年

はかかる。現状が改善点

を抱えてほしい」と語り、此

建設業協会の前川容津会

長は「現実的に何が問題

を抱えるには5年や10年

はかかる。現状が改善点

を抱えてほしい」と語り、此

25日開かれた協議会の初会合